

●香川県告示第235号

平成22年香川県告示第145号（県税に係る徴収金の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成25年5月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
委託した相手方	委託内容	委託期間	委託した相手方	委託内容	委託期間
株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号	県税収納事務	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで ただし、期間満了の30日前までに各契約当事者が別段の意思表示を行わないときは、 <u>期間満了の日の翌日から起算して1年間</u> なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。	株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区霞が関1丁目3番2号	県税収納事務	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで ただし、期間満了の30日前までに各契約当事者が別段の意思表示を行わないときは、 <u>起算満了の日</u> から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3丁目3番3号	県税収納事務の <u>取りまとめ</u>	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	直営店舗及び加盟店舗における県税の収納	平成19年4月2日から平成22年3月31日まで ただし、 <u>期間満了の1月前までに各協定当事者が別段の意思表示を行わないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間</u> なおその効力を有するものとし、以後も同様とする。	株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	直営店舗及び加盟店舗における県税の収納	<u>同上</u>
略			略		